

通商産業委員會議録第三十一号

昭和二十五年四月十二日(水曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長代理理事 神田 輝君
理事小金 義昭君 理事澁谷雄太郎君
理事今澄 勇君 理事有田 喜一君
理事風早八十二君

岩川 興助君 江田斗米吉君
門脇勝太郎君 關内 正一君
高木吉之助君 中村 幸八君
福田 一君 前田 正男君
加藤 謙造君 伊藤 憲一君
田代 文久君 河野 金昇君

出席政府委員

通商産業 官備 靖君
政務次官 宮備 靖君
通商産業事務官 長村 貞一君
(通商化学局長)

委員外の出席者

東京大学教授 山本 祐徳君
日本化学株式会社 南坊 平造君
火薬部 長 矢野 平造君
全国火薬工業労働組合連合会会長 島村 矢君
旭化成ダイナマイ ト労働組合委員長 石本 威君
専門員 谷崎 明君
専門員 大石 主計君
専門員 越田 清七君

四月七日

委員澁谷雄太郎君及び多武良哲三君
辞任につき、その補欠として池田正
之輔君及び中野武雄君が議長の指名
で委員に選任された。

同日

委員中野武雄君辞任につき、その補

欠として多武良哲三君が議長の指名
で委員に選任された。

同月八日

委員池田正之輔君辞任につき、そ
の補欠として澁谷雄太郎君が議長の
指名で委員に選任された。

同月十二日

澁谷雄太郎君が理事に補欠当選し
た。

四月七日

東北興業株式会社幹部の異動に関す
る陳情書(宮城県議会議長桃澤敬之
助)(第七〇四号)

電力分割案反対に関する陳情書(宮
城県塩竈市前百七十八番地塩竈商
工会議所会頭東海林忠七外二十三
名)(第七一七号)

(大阪府知事赤間文三外八名)(第七
二二七号)

度量衡器並びに計量取締に関する陳
情書(宮崎県知事安中忠雄)(第七一
五号)

電気料金の値上反対の陳情書外二件
(尼崎市昭和通り一丁目十七番地尼
崎商工会議所会頭今泉武夫外二名)
(第七一七号)

電気事業分断中止の陳情書(姫路市
長尾上宇市)(第七二三号)

電気事業再編成に関する陳情書(東
京都中央区日本橋兜町日証館内山中
力松)(第七二五号)

特別酷暑復旧臨時措置法成立に關す
る陳情書外二件(東京都千代田区平
河町二丁目六番地全国市長会長代理

金刺不二太郎外三名)(第七二六号)

改訂電気料金制度の適正化に關する
陳情書(東京都千代田区丸の内三丁
目一番地東京都議會議議長石原永明外
九名)(第七三四号)

電力分割案反対に関する陳情書能
代市長柳谷清三郎外一名)(第七三九
号)

商工組合中央金庫松山出張所を支所
に昇格の陳情書(愛媛県議會議議長立
川明外八名)(第七四〇号)

商工会議所法制定促進の陳情書(今
治市広小路今治商工会議所会頭尾越
光治郎)(第七四九号)

本日の會議に付した事件
理事の互選

火薬類取締法案(内閣提出第一二九
号)

○神田委員長代理 これより通商産業
委員會を開会いたします。前会に引続
き、私が委員長職務を行います。

この際、理事補欠選任の件について
お諮りいたします。理事でありました
澁谷雄太郎君が去る七日に委員に選任
されました。翌八日に再び委員に選任
されました。同君の理事としての
資格が失われておるのでありますが、
この際、澁谷君を従前通り理事に選任
したいと思っておりますが、これに御異
議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○神田委員長代理 御異議ないと認め

ます。澁谷雄太郎君は理事に選任され
ました。

○神田委員長代理 ただいまより火薬
類取締法案を議題として、審査を進め
ます。本案につきましては、前会の委
員会の決議によりまして、本日御出席
を煩わしました参考人各位より御意見
を承ることにいたします。

議事に入ります前に、参考人各位に
一言ごあいさつを申し上げます。すで
に御承知のこととは存じますが、本案
は火薬類による災害を防止し、公共の
安全を確保するために火薬類の製造、
販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱
いを規制いたしました。明治四十三年
に制定せられ、その後二、三回にわた
つて部分的に改正されました現行の銃
砲火薬類取締法案を全面的に改正して、
時運の進展に対処せんとするものであ
ります。改正の要点と目されるものは、
第一に、銃砲の取締りを除いて火
薬類のみの取締りを独立させた点、第
二に、新憲法下におきまして、新たな
法体系の整備を行った点、第三に、行
政組織の改革に基づく取締り担当機関を
明確化した点、第四に、最近の技術的
進歩に応ずるよう、法内容の刷新を
はかつた点等に集約することができます
と存するのであります。本委員会とい
たしましては、本案の取扱いに慎重を
期し、またその審査の万全を期するた
め、本日ここに各位の御出席を煩わ
し、学識経験者として、あるいは経営
者または労働組合側のお立場より、そ

れぞれの御意見を承り、もつて本委員
会の本案審査の参考といたすことと相
なつた次第であります。各位におかれ
ましては、御多用のところ貴重な時
間をさいて御出席くださり、委員長と
いたしまして、厚く御礼を申し上げます
とともに、それにお立場より忌
憚のない御意見を御開陳くださるよう
御願ひいたしておきます。

次に議事の進め方について念のため
申し上げます。参考人各位の発
言順序は、最初に山本祐徳君、次に島
村矢君、次に南坊平造君、最後に石本
威君にお願いいたします。発言時間は
お一人十五分以内であります。御発言
は、その都度委員長より御指名いたし
ます。御発言は、発言台でお願いいた
します。御発言の際には、念のため御
名前と御職業をお述べ願ひいたします。
参考人全部の御意見の発表の終りまし
た後に、委員諸君より質疑があります
から、あらかじめお含みを願つておき
ます。山本祐徳君。

○山本参考人 銃砲火薬取締法に代る
べき火薬類取締法案—新法案を通読
いたしました。きわめてさわやかな感
じを受けました。それは銃砲火薬類取
締法案を根幹とする一連の法規命令—
旧法令は、嚴密周到な構成であります
が、私ども科学技術者にとりましては、
まづたくその難所を嘆せざるを得ない
からであります。この旧法令は、性格
のまるきり異なる銃砲と火薬類とを一
つにとりまとめたところに苦心もあ
り、また無理もできたと考えます。精

密機械である銃砲と化学物質である火薬類とが相関連するものは、ただある種の火薬類が弾薬として、銃砲に用いられる点にすぎません。そして弾薬を含めて銃砲への取締りの主眼は、たしかに治安——ピースに置かれるべきであります。銃砲から離れた産業用火薬類については、治安でなく保安セーフティーにあらねばなりません。治安は科学技術的の検討のみで維持することができませんが、保安の事柄はほとんど全面的に科学技術的に確保され得るのであります。ここに新法案では銃砲から離れて、取締りの重点が保安にあることがはつきりいたしました。いま一つ、旧法令には軍用火薬類という本質の不明瞭な語句がありまして、あいまいな、そして不明瞭な感を残しております。しかるに新法案では、いわゆる軍用火薬類——少くとも戦用火薬類を考へず、もっぱら産業用火薬類を対象としていますから、これまたさつぱりとしたいたしました。

新法案には製造施設、製造方法、貯蔵方法、火薬庫、消費、廃棄、安定度試験及び不良火薬類の措置等については通商産業省令で、運搬については政令で、それら技術上の基準が示されるとあります。かくしてまづ技術法令の性格を帯び、しかもその基準の制定には公聴会で広く一般の意見を徴するのでありますから、民主的であり、かつ技術家の論りやすい独善から救うことができます。

次に、作業主任者及び取扱主任者の免許は、旧法令ではやや学歴偏重の傾きがありますが、新法案では試験制度のみがとられ、時勢に即応した進んだ措置を信じます。また製造上の危害予防規程の制定や、従業者に対する保安教育の実施を自主的に行うように規定せられたこと、及び火薬類の輸出の手續が輸入のそれよりも簡易に扱われてゐるのは注目に値します。これはわが国の産業用火薬類の製法技術が列国に比べて遜色なく、販賣業者や大口の消費者の教養と社会的信用の高いことが認められたものとして、同感を禁じ得ません。

これを要するに旧法令が立派なものでありながら、内容を多く盛つたため、しろうとになじまれなかつたのを、新法案はまことにさりりと仕上げられた点、官尊民卑の弊が一掃せられて、きわめて民主的に構成されしかも業者に深い信頼が寄せられた点等に対して、私は全面的に好感を抱くことができます。そしてこの新法案に関係の政令及び省令によつて完璧が期せられますことを切望してやみません。

私の意見はこれで終ります。○神田委員長代理 次は労働組合側の島村君にお願いいたします。島村君。○島村参考人 全国火薬工業労働組合連合会会長の島村君であります。火薬労働を代表しまして、火薬法改訂に関する意見を申し上げます。まず最初に現行法の改訂を必要と認められた点であります。現行法の制定の時期が明治四十三年であり、しかも火薬界の幼稚な時代の産物であり、さらには現行の趣旨が多分に軍事的目的を有しており、それがための取締りと指導を戦後におけるわが国はポツダム宣言並びに新憲法の精神から戦争放棄、すなわちわちいかなる形においても軍事的性格の排除及び徹底的な民主化と基本的人権の擁護に基きまして、わが火薬産業ももちろん平和産業としてのみ、また民主化と基本的人権擁護の上に立つて事業の維持継続が認められ、さらには向上し得ることが考えられるのであります。それゆゑ軍用銃砲、あるいは軍用火薬類の削除は当然であると同時にまた非民主的な、封建的な要素の追放、火薬産業の危害予防すなわち保安の重要性から、これが確保の最優先的、しかも積極的考慮がなされてのみ事業の維持継続が認められるものであります。以上の基本的な点において、われわれは現行法の改訂の必要を認めてゐるのであります。

さて改訂にあたりましての逐條的な意見の前に、基本的な事項を申し上げます。まず最初にただいま火薬産業の基本的なあり方として大體三つにわけて申し上げましたが、第一の軍事的目的の排除、すなわち平和産業としての火薬についてでありまして、明治以来終戦までに果した役割からばかりでなく、今日の客観情勢下において火薬産業は必ずしも平和産業として晏如たり得ないのであります。この際本法においてはおもひながらのこと、これが徹底は最も重要でありまして、その限りにおいてのみ火薬産業が認められるのであります。

が一日も早く成立することを望む次第であります。

第二番目に、火薬類取締法案の目的、構成精神といふことについて、所見を申し述べたいと思つて、第一條の目的に對しましては、火薬産業の健全なる發展に資するといふ意味が与えられると、なおよいと思つておるのであります。また罰則規定といふことによりまして、経営者の責任がある限度以上に課せられておることにつきましては、われわれ若手の難点と思われのであります。たとえば運搬の証明書を忘れて来た人に対して罰則を科すもしくは免状の返納を命ぜられた作業主任者が免状を返納しないといふこと、またある程度の報告を出す日にもを間違えて期日に出さなかつたといふようなこと、並びに帳面を少し間違つた、いわゆるケアレス・ミス・テイタに對しても、罰をかけられることになつておられますが、それが全部経営者の面に罰規定によつて科せられて来るといふような点において、われわれは非常に難点と思つておるのであります。一方取締法、取締規程といふ二本立てになつて、非常にわかりやすい規則になること、技術基準のごとき、細目規定は、これを取締規則の方に譲られたことは、今後の時代の推移による改正が、割合につくりやすいよゝな点が、非常によくできておると考へますので、この制定及び改正にあたりましては、公聴會等は實質的に民意を取入れるような形で、実施せられることを切望する次第であります。

第三番目に、製造販売の營業に關係いたしまして、意見を申し述べたいと思つて、その第一番目には、製造業

者が帝國臣民に限るといふ在來の制限が除かれております。この帝國臣民に限るといふことは、軍國時代におきまして、火薬工業の動靜を海外の目の届かないところに置きたいといふような考へ、または外國人に火薬をつくらせたくないといふような考へでできたものであろうと考へられるのであります。現在われわれが平和的の火薬をつくるという面におきましては、すべて外國におきましてやられておることがよく、排他的であるべきではないと思つて、外國の火薬工場におきましても、他の國の者が株主になるということについての制限はないように思つております。こういつた面では、われわれが外國資本の導入、外國技術のとり入れといふようなことにやぶさかでないといふことを、一般工業と同じ水準において、これを法律に示すといふことにつきましては、多分の明るさを与えたものと考へる次第であります。

次に販賣業者の定員制の廃止といふ問題でございます。これは時代の流れを見るとき、まことにやむを得ないものであると考へられますが、販賣業者多年の経験と穩健な素養なれば販賣業者の方々が、保安の確保といふ点において示された幾多の実績を考へるときに、新業者の無差別の許可によりまして、業界の素質が低下するといふことのないように、運営上特に当局の慎重なる措置を希望する次第であります。

ありますが、火薬工場が設立するといふときに、設立の当初においては、完全なる保安距離を保有しておるにわかならず、その後その公共の保安距離内に學校、工場等の保安物件が無制限に建設されることになると思つて、火薬工場は自動的にその保安距離を減じ、最後には火薬工場は移転せざるを得なくなるといふ現状であります。これはせつなく保安物件を置いて、こゝろ火薬産業のそこのおける經營を認めるということ、保安距離をとつてあつたといふこと、この両方を考へ合すならば、距離設定の本旨に反するものだらうと考へるのであります。現行市街地建築物施行規則第三條の三及び七の趣旨をとり入れまして、市街地に限らず火薬工場及び火薬庫に適用して、保安距離が確保できるやう、建築物法などの制定の場合に、これを御考慮あらんことを切望する次第であります。

次に、所管官庁の一元化といふことについて申し上げたいと思つて、その原材爆薬をつくる工場は通産大臣、雷管をつくる工場は知事といふやうに二つに分制監督されておるのであります。これ、われわれはこの監督では非常に不便を感じる場合が多々あつたのであります。今回の改正にあつて、これが大臣の監督の一元化といふことになりまして、今後はその考へを失わぬやうに、また時代の変化、科学の進歩による絶えざる改正に努力せられるやう切望します。

また知事までとして、これを委任條項によりまして、自治体の方に委任されることになりまして、自然その監督する責にある人の技術的貧困といふやうなことから、監督の実態を把握することができないやうになることを恐れるので、われわれは自治体に、こゝろ部分に對しましては委譲されることがないやうに切望します。

その次に労働基準法との關係について申し上げますが、火薬類製造工場にも、労働基準法が適用されるという、本委員会における当局の御説明があつたやうに記憶いたしますが、本法は主として適用されることの危険区域内における火薬類の製造設備、製造作業といふやうなことにつきましては、安全衛生規則と比べあわせて見るならば、いかに本法の方が嚴格であり詳しく規律されるかといふことはわかるのであります。そゝろいふ点から考へるやう作業が、一本的に取締られることを希望するのであります。同じ仕事に對して労働基準法のこの火薬の製造關係の方が、あまり火薬のことがわからずに取締られると、両方の取締りを受けて去就に迷うといふことのないやうにやつていただきたいと思つて、次第であります。

次に技術基準の制定といふことについて申し上げますが、その技術基準の制定にあたりましては、現在民間の声を多分にとり入れられておるやうでありまして、今後その考へを失わぬやうに、また時代の変化、科学の進歩による絶えざる改正に努力せられるやう切望します。

四番目に譲り渡し、譲り受け、輸出、輸入、運搬、消費、こゝろ一一般的の取締りについての所見を申し上げたいと思つて、

まず第一にこれらの面におきましては、少量火薬の譲り渡し、譲り受け、消費の許可並びに運搬の届けといふやうなものは、在來知事の権限に属しておりまして、その出先機関として警察署の利用ができたことは、業者一同非常に便利であつたのであります。今回は警察はこの方面に利用されないといふことの状態になつておるやうであります。その場合に、特許し得る限り市町村を利用して、特に運搬、消費等の業務にあたられる人が、今運搬せねばならぬのに、知事のところまで一々県庁へかけつけるといふやうなことの不便のないやうに、よく御考慮を願ひたいと思つて、非常にこまかいことを申し上げて恐縮でありますが、運搬許可の手数料につきまして、一件二百円と書いてあると思つて、この運搬許可は非常にわずかなものを運搬する場所がたゞさんあつて、特に火薬商の人々がこれを負担されることになりまして、實質的にはこれは利用者が負担されることになつておるやうなところが、特にこれが火薬商の方々の経費負担といふことになつておるやうな点であります。この負担の煩にたえない、あの額はとらうてい仕事はやつては行かれないだらう。こゝろ考へられますので、最高価格でやられるやうであります。この点を特に運営の面におきましてお考へください。特別の負担にならないやうに、考へていただきたいと思つて、

次に運搬規定の制定といふことにつきまして、これは省令に譲られており

要約いたしますれば、火薬の取締法というものは、労働協約みたくこれを経営者側、組合側と二つの面から切り離してなされるべきものではないと思ひます。従ひまして先ほど申し上げましたように、絶えずそういう危険な作業に従事しておる者として、単に技術的な面からその安全をはかるということについては、何ら異論はないのであります。ただ組合運動からみましても、その圧迫なりあるいは干渉になるというようなことについては十分な関心を払つておるものであるということをおし上げておきます。

○遊藝委員代理 これにて参考人各位の御意見の発表は終りました。ただいまより参考人の御発言に対する質疑をお許しいたします。

○田代委員 簡単に二、三點御質問いたしますが、まず山本教授にお伺ひいたします。学者としての御見解では、この法案に對しまして非常におかしい、いい法案ができたというふうな結論をお出しになつておるようでありませうが、私たちがいたしましては、相当これには疑問を持つておりまして、これがセーフティという立場から確保されなければならぬというところは、まったく同感であります。それが徹底的に守られなければならないのであります。単に空文に終ることが非常に多いのであります。この点が非常に不安であり、また委員会でもんだ点であります。その点は別といたしまして、最後の方に業者に深い信頼を寄せられた点に對して、私は全面的に好感を抱くことができます。というふうにお述べになつておりますが、私たちの理解

では業者に深い信頼を寄せるといふことも大事でありますけれども、實際火薬産業に従事しまして、一番危険な立場に立たます業者は、これを生産されておる従業員諸君であります。そういう従業員諸君の生命の安全ということが確保されるべきことが、私はこの法案の決定的な面ではないかと思ふ。そういういたしますと、業者に深い信頼を寄せるとも、この法案に出ておられますように、一般的に業者がいろいろの圧力を従業員の方に加えるという形になつて来る危険が多いのであります。明らかに各條項にそういうことが出ております。むしろ逆に業者に深い信頼を寄せなければならない、より以上に第一義的に従業員の保安、これをいかに確保するか。なお申し上げますと、その確保の決定的な條件は、まず第一に生活條件、これが安定せなければ不可能であります。非常に苛酷な、つまり労働強化とか、生活條件が非常に悪いということでは、安全を期待することができないのであります。そういう面がむしろ主張されなければならないので、この点に對しまして教授の御見解と私の持つております見解には、相当の開きがあるようでございますが、いかに理解されておりますか。

○山本参考人 お答えいたします。ここに業者と書きましたのは、私多少用意をして書きましたのでございますが、それは製造業者それから従業者も消費者も販売業者もすべて含む、そういう仕事に当る人、こういう気持ちでございます。と申しますのは、この危害予防規程の制定につきましては、当然労働者の意見が入ると思うのであります。ものを使います場合にも、これは

従業者が保安教育を受けてやるわけでありませうから、すべての場合そういう労働者と経営者、こういうふうな気持は全然持たずに、みなが同じ対等の気持で、この法の取締りを受けるのだと私は解釈しております。

○田代委員 これは意見でございます。先ほど申し上げたように、次に南坊さんにお尋ねしたいのであります。先ほど製造及び販売業については、つまり今度の法案によりまして、外国法人、外国資本が自由に製造なり、その他販売ということに關係して来るということが、はつきりいたしておりました。この点實際に日本火薬株式会社などは、むしろこれは非常に明るい美点として取上げて来ておられるという御説明であります。私がかりに製造業者の立場に立つて日本の火薬産業という立場から考えた場合に、これは日本がアメリカか、あるいはその他の資本主義の産産として、生産力の非常に高い條件のもとに置かれた国と、対等の立場にあるというふうな場合におきましては、あるいはそういうことが言えるかもしれません。しかしこれも非常に問題があるのであります。ましてや日本の火薬産業というものは、非常に貧弱であります。また火薬という製品の性格自体から申しましても、これは他の産業とは違つた内容を持つておりますことは、私が申し上げるまでもないものであります。なお申しますと、これはいろいろの意味で国家的な社会的な育成、保護、またその使命についても明確な限度というふうなものを持たせなければ危険であります。そういう場合におきまして、非常に弱い日本の火

薬産業に對して、自由に外国の資本が入つて来るということは、火薬産業家自身としましては、それによつて日本の火薬産業はどん／＼伸びる、資金も調達できるというふうにお考えになるかも知れませんけれども、事態は非常に危険でありまして、それによつて平和産業として十分日本の火薬産業が伸びねばならない場合におきまして、そういう外国資本がどん／＼入つて来ることによりまして、日本の火薬産業がその制圧のもとに置かれる。単にその下に置かれるだけでなくして、外国の非常に生産力の高い、そういう資本が入つて来まして、これを握るといふことになりまして、当然これは戦争に巻き込まれる危険が多分に出て来るじやないか。日本の憲法といたしましては、またわれ／＼といたしまして、戦争には絶対に反対である。平和は徹底的に確保しなければなりませんけれども、そういう場合においてこの火薬という立場をとりまして、それ自体は決定的に戦争に直接生かすことのできる物質でありますので、そういう場合に他の国々におきまして、戦争を始める。またある一國が戦争を始めると、そうするとその國の火薬産業に外国が手を出して行くという場合に、その資本が日本に入つて来ましてこれを制圧し、そしてその心臓部を握るといふようなことになりまして、日本の火薬産業の平和的な発展、またその保護育成という問題、戦争に巻き込まれないというふうな、いろいろの面から申しまして、私は非常に危険と理解するものであります。この点に關しまして、實際に業者を代表しておられ

まして、その危険をお感じにならないか。これが日本の火薬産業の発展のために、非常に有利であるかどうかという点につきまして、御説明願ひたいのであります。

○南坊参考人 ただいま御質問があつたことにつきましてお答えを申し上げますが、日本國憲法に規定されておる線に沿ひまして、われ／＼の生産が左右されておることと思ひます。従つてたといひかなる事態になつたと仮定いたしましたとしても、平和産業以外のものをつくることにはならないと確信いたしております。

次に外国の資本の入り、入らぬという問題であります。別にわれ／＼も外国資本を好んで入れよということをおし上げた意味ではございません。ただ日本の工業全般が外国資本を入れるという点において、何らの制限も置いていないときに、ひとり火薬産業のみ、これに制限を置くということ自身、なんのためにやらなければならないかというのを考えるとき、われ／＼は特別にこの工業のみに制限を置く必要はないと考へまして、他の産業と同列に扱われた方がよい。もう少し具体的に申し上げますと、火薬工業はすべての原料を取扱つて、これをまぜて火薬をつくり上げるという工業でありまして、すべての工業全体が、たとえば外国資本によつて動くというふうな事態になつたと仮定いたしましたならば、ひとり火薬産業のみがこの線を守つても、何の意味にもならない。またそういうことを好まないと思ひましたら、それは何の効果もありません。また申しまして、全体的に申し上げまして、日本の工業全体が同じレベルに

あるということが、いいのであるといふことを申し上げたわけでありませう。

○田代委員 重ねて御質問いたしました、議論をしようとは思いませんが、もちろん私も思っています。今の御説明のように、これは平和産業用だけにしかつくりたくないのだから、御心配ありませんということになると思います。それはそういう気持ちでつくりましても、この物品そのものが非常な危険な戦争用具でありまして、たとえ日本の平和産業に對する有効需要をオーバーしてつくられる。ところが会社側から申しますと、たくさんできればできるほど、もうけが行くといふことになりまして、利潤といふことがここに当然考えられます。そういうことから申しますと、知らず／＼の間に、平和産業だけと考えましても、いつしかそういう戦争に巻き込まれる形が出て来るのではないかと。そういう場合に外国資本との関係がある場合においては、それはますます／＼危険になつて来るといふことを感ずるわけでありませう。重ねてひとつお答えを願います。

○南坊参考人 だいたい御質問に再度お答えいたしますが、平和産業用のものが、他の目的に他国で使われるといふことにつきましては、われ／＼の業界はいかんともし方のない問題と考へるのであります。従つてそれと外国資本の導入といふこと、直接の関連性は考へ得ないと思ひます。

○伊藤(憲)委員 南坊さんにお伺いたします、多少南坊さんからいただいた文書と違つたというか、この通り読んだわけではないのですが、ここに書いてあることで質問したいと思ひます。それは第五番目の(ロ)三十二條

によつて作業主任者、取扱主任者が技術基準及危害予防規程の実施の責任を負はされる事を明確にし、従つて火薬類を取扱う凡ての者は、その指示に従ふ様に規定した事は本法の目的を達成する事であつて、之を以て労働者の権利を侵害すると解する者があつたとしたならば、その者は火薬類の取扱にに従事する資格の無い者と断せざるを得ないといふようなきつめて聞き捨てのならないことをここに誓ひておられし、おつしやられたのであります。私も十四歳のとこから労働者をしておりまして、いろ／＼／＼法規則に縛られて生活して参り、また長い間労働運動もやつて参りましたが、事実上このやういふ圧迫を受けたのであります。極端な例を申し上げますと、私は二期東京都の労働委員をしておりまして、そこへ印刷工の労働組合の組合長が職首されまして、これが提訴されて来た事件を扱つたのですが、そのとき使用者側はこれはばくちを打つたから解雇した、こゝろのやうなものであります。ところが印刷工といふものは、大体ばくちを打つのであります。ここに印刷工の方がおられたら失礼な申し分でありませうが、普通打らます。現に今競輪とかいろいろ／＼ばくちをやつておる。だからふざけたことを言ふな、私だつてばくちを打つんだといふことを申し上げたこともありますが、こゝろ印刷業を経営しておる人が、ばくちを打たないやうな人を使うことはむづかしいのであります。それですら労働組合の弾圧を今こゝろいふ規定を設けてやる。例をあげると言へば、私は幾らでも例をあげることが出来ますが、この法文にあり

ますように、ただ指示に従わなければならないといふことによつて、そゝろいふことがすいぶん起き得る。それを従業者は、火薬類の取扱にに従事する資格のないものと断せざるを得ないといふ御発言が代表して鳥村君が、現に火薬労働を代表して鳥村君が、これはそゝろいふおそれがあるといふ発言をしておる。従つて火薬労働者の中には相当あると思ふのです。この法案が実施されたあかつきには、あると断せざるを得ない。だから処分でもされるお考えがあるかどうか伺つておきたい。

○南坊参考人 だいたい申し上げましたの具体的な申しますと、たとえ十一條の二項の、技術基準のところにある六の「二」ロドリセリンが抽出し、又は吸濕液漏出の場合、内容物を点検し、速かに消費又は廃棄の措置をすること。このやうなことが技術基準に載つておるわけでありませう。その載つておることについて守つて行くことが、われ／＼が火薬を扱う上保安上必要なのであります。そゝろいふことを守らなくてもいいのだといふやうに考へる人があつたとしたら、そゝろいふ人は火薬をつくる資格のない人だ。われわれが常識上考へてみましても、技術上の基準にいたしましても、火薬を扱う上においては当然やらなければならぬ。またそのもの自身はどうしてもそゝろやらないと、かつて爆発したことがあつて、それに伴つてつくつて行くわけでありませう。そゝろいふことを守らなくてもいいといふことを考へる人があつたといひました。これは労働争議とか、何もそゝろいふ問題と関係なくして、常に守つて行かなければ、火

薬はいついかなるときに事故が起らぬとも限らぬのでありまして、そゝろいふことについて、よく守るといふことをやらなければいかぬといふ意味で申し上げたのであります。

○伊藤(憲)委員 この三十二條はそゝろいふものを守らなくてもよいとか、守らなくてはならないといふ規定ではあつて、あるいは民主的な方法によつて守らなくてはならないといふ規定ではなして、作業主任者その他の指示に従わなくてはならない。これが労働運動の弾圧に利用せられるといふことを言つておるのだし、また労働組合側もそゝろいふ発言をしておる。そこで私が今質問するのは、そゝろいふことがあつたかどうかといふことではなしにあなたはこのやういふことを考へておるものか、おるならば、火薬事業に従事する資格がないと断せざるを得ないといふのだ。断ずるといふことを言つておる。ところが火薬労働はこれは労働運動の弾圧に利用せられておるといふこと、あなたは資格がないと断ずるといふことを、ちやんと公文書に發表し、議会にまで提出しておる。ですから今日直接問題になるのは鳥村君の場合でしよう。あなたは従業者でしよう。こゝろいふ人は断ずる意思があるのかどうか、ここに文書に書いてあるのだから、それを伺ひたいのであります。

○南坊参考人 別に下村さんの場合は何も考へておらないのでありまして、三十二條によつて作業主任者、取扱主任者は技術基準、危害予防規程の実施の責任を負わされておるわけですが、お前は技術基準、危害予防の責任を帯びているんだらうと言われ、その人が帯びたことについて、その範囲内であら

せいで、こゝろいふと指図する。そゝろいふことをやつてもらつても、労働者の権利を侵害したと言われるならば、そゝろいふことではやり方がまずいために、そゝろいふことをやつてもらつては危ない。これは火薬取扱作業に従事する資格のない人だと思ふ。それ以外のことで指示するとすれば、それは話に別になりませうけれども、技術基準と危害予防の二つの指示を受けるときに、それに従わないといふことは、火薬取扱作業に従事してもらつてはあぶないから困る、こゝろいふわけでは

○風早委員 山本参考人にお伺ひします、先ほどから問題になつておる点であります。専門家としてお伺ひしたいと思ひます。それは火薬といふものは化学的な性質上、平和産業とか軍需産業とか申しますけれども、今は大体において平和的な用途に使われている。しかしこれは軍事的なものに使おうと思へば、何でもでもそちらの方に転換し得る性質のものであるといふやうに、しろうとは考へるわけですが、その点専門家とされましても、別に間違ひはないわけですか。

○山本参考人 火薬類と申しますのは、これは化学物質でございます。これを軍事的に使へるか使へないかといふことは、どんな軍事的に使うかといふことでございます。軍事と申しましてもいろ／＼ございませう。旧法令にございませう軍用火薬類といふことが非常に多いのであつて、軍用火薬類といふ字句が、はなはだ本質の不明瞭なものであつたといふことを私が申しましたことは、要するに軍といふものは一休何ものか。陸軍とか言ひましても、戦争してるときにだけ陸軍、海

す。ただ特殊法は一般法に優光するといふことはありますが、実は労働基準法自身がその特殊法であります。特にこの法案には、労働基準法についての規定というものが、ほとんどないと言つてもいいくらいであります。主として先ほどの問題になりました主任者の指示に従うというきわめて抽象的な形で、その中に、先ほどのお話のありました技術基準、あるいは危害予防規程だけでなく、その他の問題も一切含まれる余地のある、何を指示せられてもただ指示に従うという、非常に一方的な形で規定せられておりますところから、こゝういふ非常な懸念が出ることは、きわめて当然だと思つて、さういふ点から考へまして、これらのあらゆる規定に対しまして、少くとも労働者、労働組合に対する関係におきましては、労働基準法が優先すべきものであるといふふうに考へるのであります。またそれによつて、これらの一切の安全設備、その他のものについても、十分な保障がなされるのではないかと、これは業者にとつては、多少とも負担になる点であるかもしれませんが、さういふ点はやはり十分に取入れて、この業務をやらせるというのでなければ、労働組合としても納得が行かぬのではないかと考へるのでありますが、その点らよつと念のために御意見を承つておきたいと思つて、

○南坊参考人 たいだいまの御意見に對しまして、私の書いた文章があまり上手にできていないといふところから、誤解になつたのだらうと思つて、先ほどもちよつと申しましたように、たとえば乾燥工場の設備などの点につきまして、労働基準法に乾燥工場はこ

うでなければならぬと書いてあります。それからこれはまだ出ておりませんが、火薬取締法の技術基準ができて来ると、乾燥工場はこゝうやれといふことを言われる。それから労働基準局の監督官は、乾燥工場はこゝういふようにやれと言つてくだされば、非常に都合がいいのですけれども、片一方の火薬取締官の言われる通りにはいと言つて、合格したものをつくらせる。さうすると今度は労働基準局の人が出て来て、これはけしからぬ、いかぬじやないか、こんなものは直せと言われたときに、われ／＼は一体どつちをとつたらよいか迷うといふことを言うただけで、それ以外のことは何もないのであります。従つて、それ以外のことにつきまして、もちろん労働基準局があるから、それに従わなければならぬといふように考へておられますので、文章のまずかつたことをおわびいたすとともに、その趣旨を明らかにいたしておきます。

○風早委員 もう一点だけ伺ひたいです。いろ／＼外国資本が今各方面から入つて参ります。また業界におきましても、これを要望される向きも相当多かつたわけでありまして、実際問題として、日本の火薬産業に外資が入つて来る、また火薬商そのものにも外資が入つて来る。外国商社が入つて来る、こゝういふような道が一応開かれておるわけでありまして、さういふことは、今の火薬業界としては全般的なことになりまして、全般的なことをやほり望んでおられますか、それとも別な考へ方があるか、今の趨勢上さういふことは予

想はされるという程度のことであるか、その邊の積極的な御意見を伺つておきたいと思つて、今日業界は外資——見返り資金などは外資とは言われませんが、これはむしろ見返り資金特別会計の金でありますから、日本の金でありますけれども、この外資を借りることはな／＼むずかしい上に、借りる条件というものが相当厳格になつております。いろ／＼問題もあるわけでありまして、一体さういふひもつきの資金というものでもけつこうだ、どこかの國のものでもけつこうだ、どういふ御見解でありますか、できるならば国内的な金融措置、あるいは財政的な措置をやつて行きたいと思つて、ださつて、あなた御自身の御意見でもけつこうでありますから、一つお聞かせ願ひたいと思つて、

○南坊参考人 たいだいまのお話についてお答えいたします。業界としては外國の技術の取入れといふことは、非常に熱心に希望いたしております。しかし外國の資本の導入といふことについては何も考へておりません。

○風早委員 外國の技術の導入でありまして、今特許権の使用したような形で、青島も入つて来るというやうなことで、よく機械關係の方ではいろいろさういふ実例が出て来ておるわけでありまして、ああいう形が入つて来るというやうなことで、これは三井、三菱・エンジンなどもドイツ、アメリカあたりからいろ／＼の機械の特許権の使用というやうな形で、技術が入つて来ている。これは一つの特徴ではないか。ああいうことは日本の火薬産業に

非常にプラスになると一応考へておりますか、日本でも十分に特許権を持ち、りつばな技術ができておるのにそれを採用できない。そこで一つのおしつけ的に外國から特許が入つて来るというやうなことであつては困るが、さういふことはないので、その辺のことをさつ／＼に御意見を伺ひたいと思つて、

○南坊参考人 大体日本の技術水準といふものは、十年以上遅れておるやうに思つておられますので、われ／＼の實施しなければならぬものがたくさんあるにかかわらず、それをおしつけて外國のものがむりに入つて来るというやうなことではなしに今やつておるやうに全体ではありませんが、ある部分において外國がはるかに優れておるところがあるらしい。たとえば火薬の一人ありの製造量についてみますと、大体十倍くらい開いておるやうである。外國の方が非常に正確である。アメリカの例を申しますと、日本人の考へておるやうな精密なダイナマイトをつくつておらないだらうと思はれるやうなところが一つあります。さういふところは、さういふ感心しないと思つて、さういふところもありません。またある部分におきましては非常にいい機械をつくつておるらしいと思つておるところもありません。さういふ面についてはあるいは特許権を一部買つてやるというやうなことも必要が起るかも知れません。ただ今のところ具体的にさういふものに直面いたしておりません。

○今澄委員 時間がありませんので、旭化成の石本参考人にお聞きしたいのですが、本法に對するところの御見解を先ほど承りましたが、本法で島村参考人より具体的ないろ／＼の修正点が詳しく述べられました。それであなたからはそれらの問題が具体的に述べられませんでした。この点と、この点はぜひ訂正してもらいたいというやうな箇所がございましたらば、この機会に御意見をお聞かせ願ひたいと思つて、

○石本参考人 その点について先ほどもちよつと申し上げましたけれども、火薬技術に携つておる者が、さういふ法律上のことに關して、文章をさういふふうりに書き改めたらどうかといふことまでの、はつきりした意見というものは実は出ていないわけでありまして、法律上の文章等に詳しいものは要らぬが、實際の現場に携つておる者の中にはさういふこともありまして、さういふ方向としての意見は持つて行つてくれといふだけでありまして、さういふ会は開きましたが、改めてくれといふはつきりした具体的な希望というものは出ておりません。

○今澄委員 概括的な先ほどのお話で、さういふ点と、さういふ点と、さういふ点が問題であるといふことは大体わかりましたが、全体を通じてあなたの方の組合では、さういふものはない方がいゝとか、あるいはこれは概括的には大体よろしいとかいふやうな空気が、もしおわかりになるならば話してもらいたいと思つて、

○石本参考人 その点先ほど申し上げましたように、危害予防といふことに關する技術的な点に關しては、さういふ危険に絶えずさらされておる者として、当然さういふものは必要であると

るように、第七條一、二、三の各号の基準に適合するかどうかという判断をするわけでございます。一号、二号につきましては、一応技術上の基準の問題になりまして、これが製造の許可の基準になるわけでありまして、販賣の方は結局第三号によりまして、公共の安全の維持、災害の発生防止というところが、許可の判断の基準になるわけでございます。この点は本法の目的でありまして、災害の発生防止及び公共の安全の維持というこの法律の目的自身ともならみ合せまして、それらの具体的場合に適合するかどうか、これを健全な常識なり通念によつて、判断いたしたいということに相なつております。

○今委員 それで私どもの方で、公共の安全の維持という言葉を考へてみるのに、これが保安の上から必要がある場合にはということ、これは同じ意味ということであるならば、多少納得もできますが、これらの公共の安全の維持という漠然たる表現は、それらの保安を維持する上に必要がある場合というふうな意味に、これは解釈してさしつかえないかどうか、ひとつ政務次官からこの点を伺いたい。

○警備府委員 たいま御質問は、おおむね令治委員のお考え通りだと思つております。大体ここに公共の安全だとか災害防止とかいふ言葉が、並列的に並んでおられますが、公共の安全性と申しますことも、災害防止を對象として考へられておられることでもあります。大体火薬の製造所、販賣所とか、火薬庫とか、これを消費いたします場所については、ただいま第七條の規定によりまして許可基準と技術的の見地がございま

して、これによつて一定の公共の安全というものを、對象とした許可基準をもつてにらみますので、これは主として災害を防止するという観点からのみ、この問題を考へて行けばよろしいわけでありまして。しかしながら火薬が製造から消費に至るまでの過程、相当の流通機関を持つておられるわけでありまして、これには運ぶ場合もありませんし、あるいは他のいろ／＼の軽々としたしつこい過程におきましてその事例があると思つておられますが、これらは少くとも社会面からなりました公共の安全という面から災害を防止する、これによつて災害が起らないといわゆる公共の安全性を確保するという考へ方を持つておられますので、ここに言葉が非常にあいまいであるという御指摘の点も、私も一応同感の点もございまして、公共の安全とは、すなわち公共の安全を確保し得る災害の防止を對象としたしつこい立法せられておる次第であります。何とぞ御了承願います。

○今委員 次にこの危険予防の規程の件であります。これらの危険予防規程をもし今どういふふうな規程を充てくつて、これにはどういふ問題を充てるといふような腹案がございませうか、係官の方から御説明をお願いいたします。これはできれば資料としていただきたいと思つておりましたが、差迫りましたのでこの危険予防規程というものが、どういふふうな具体化するかと、どういふふうな問題なのであつて、これが大体具体化しているかどうか、それはどういふところをねらいにして来ているか、もし詳細おわかりならば、係官の方でもけつこうでございましてからお話願います。

○長村政府委員 危険予防規程は、結局それ／＼の工場における危険の発生を予防するために、工場ごとにつくるものであります。先ほど御質問が御答弁申上げたように、あるいは製造であるか、あるいは貯蔵その他についての技術上の基準の骨子を、具体的に掲げたものであります。大体技術的の基準の骨子を、それ／＼の工場あるいは作業場ごとに適応するようにならなければならぬ、かようにお考えいたされた。

○今委員 今の危険予防規程については、なおそれ以上の具体的な、大体この程度の準則だといふようなものがあればお聞きしたいのであります。その程度しかおわかりがなければそれでも仕方ありません。次は第二十九條の保安教育と書いてありますが、この保安教育の具体的な説明をこの際聞いておきたいのです。教育のやり方はこれは幾らでもありますが、この保安教育の持つて行き方、これをどういふふうな運用するかというところ、これらも労働運動のあり方と関連して、非常に微妙な問題がございまして、これについての御説明をあらせてお伺いしたいと思います。

○長村政府委員 この保安教育は、製造業、その他の作業場における災害の防止のために準備しまして、仕事のやり方、ことに技術的な見地から見ました危険予防のためにつた各種の事柄、これを具体的にそれ／＼の作業場におきます。従業者の方々に教育する、これが主眼でございます。内容的に申しますならば、製造の方法、あるいは

火薬類の取扱ひの方法といふような技術的な点を主として、危険予防のための教育をする、こういうことがねらいでございます。

○今委員 第三十條の、作業主任者、取扱主任者の任務は、きわめて重大であります。作業主任者取扱主任者の資格について、一つこの際伺つておきたい。現行法による作業主任者は本法が施行された場合には、新たに試験を受けなければならぬのかどうかというところ、それからその試験はも受けることすれば、一体どういふふうにしてやるかという問題について伺いたい。

○長村政府委員 現行法によりまして、主任者たり得る資格を持つております者は、この法律の規則の第五項によりまして、旧法に基いて交付された主任者免状も、それ／＼この新法によつて交付された主任者免状とみなされておられますので、あらためて試験を受けることなく、そのまま資格が継続する、かようなことになつておられます。それから新法におきまして考へておられます作業主任者の資格、これは甲種、乙種、丙種、それ／＼によつて違つておられます。大体以下申し上げるような考へ方をとつておられるわけでありまして、甲種作業主任者の資格をいたしましたは、一定の資格試験をいたしました後、二年以上火薬類の製造の実務に従事した者に、甲種の免状を与えることにいたしました。乙種の主任者といつたしましては大学の工学部の化学に關する学科を卒業して、二年以上火薬類の製造に経験のある者、及び新しく今度行います資格試験に合格して後二年以上、火薬類製造の実務に従事した者。

丙種の主任者として、これは高等工業学校あるいはこれと同等以上の学校におきまして、化学に關する学科を専修して卒業した者で、火薬類の製造につきまして三年以上の経験を有する者及び、三年以上火薬類の製造に従事した者、こういう者につきましてそれ／＼甲種、乙種、丙種の三つにわけた理由ですが、それは一つのものだけではどういふところであらうか、あるいは、それを三つにしたらどういふ点で、あるいはいいか。それからその試験制度は國家試験によるか、あるいは年に何回やるかおわかりになればこの際承りたい。

○長村政府委員 私どもの申しました意味の試験は、いわゆる國家試験でございます。甲種、乙種、丙種にわけましたのは先ほど資格について申し上げましたように甲種、乙種、丙種、資格要件が違つておられて、段階的に丙種甲種と高くなつておられるわけでありまして、これは大体甲種の作業主任者、あるいは乙種の作業主任者、丙種の作業主任者が配置されます工場規模、つまり一つは仕事の内容といふようなことによりまして、この区別をいたしたわけでありまして。

○今委員 それで今の作業主任者の任務が、非常に主任者の主観を認めておられますので、これが適當なる人であった場合には、これが適當なる人であるか、非常な権限を濫用するといふおそれがあるように考へられますが、この点についてはどういふような処置をおとりになるおつもりですか。

○長村政府委員 お話のように作業主任者といつたしましては、非常に重大な

職務を持つておるわけでございます。この法律自身といたしましても、三十二條に「誠実にその職務を遂行しなればならない」という一般的な義務遂行のための規定をしております。が、もし作業主任者が適当でないような場合には、三十四條に規定するところによりまして、作業主任者の解任もまたなし得るといふ監督規定を置きまして、適当な作業主任者を常にその職場に置くというようにいたしたいと思つております。

○今査委員 それから四十三條の問題になります。この條文は一步誤れば非常に重大な結果を招くおそれがある。この場合の災害の防止の例の文句の認定も第七條、第十七條の文句と同一であつて、内容もまた同じであるかどうか。それからその條文中にその職員といふふうになつておりますが、これはこの職員をさすか、それからもう一つは警察官が立入り検査等をする場合には、警察官自身が立入り検査の必要を認めればこれは隨時できるのかどうか。もしそういうことになると、火災の知識のない警察官がそこらあたりを立入りして、それらの保安等その他に影響を与えたり、あるいは事故を誘発するといふような原因になる恐れもあるが、そういう場合にはどういう考慮が払われるかといふような点について、御答弁をお願いしたいと思います。

○農林政府委員 立入り検査につきましては、四十三條に規定してあるところでありませぬ。まず第一に、四十三條に、職員といふのは通商産業大臣あるいは都道府県知事の部下でありまして、本法の取締り事務に従事してお

まする職員であります。警察官その他はこれに入つておりませぬ。なおこの條文によりまして、いわゆるその職員があるいは警察官等が立入りするとき、この法律の規定に定める條件に従つて入ることになつております。ここにありませぬ、公共の安全、先ほど政務次官も述べになりましたように、本法の目的とするところとまつたく同じでありまして、いわゆる災害の防止に關係のある保安のためにのみ必要な場合に、公共の安全といふことがはかられることになつておるわけでありませぬ。この警察官その他が立入りするときは、この條文にありませぬように、非常に場合を限定いたしました。真に必要がある場合に限りて立入りができることになつておるわけでありませぬ。その場合の認定は、その場々におきまする具体的事情によつて異なるわけでありまして、警察官その他その場におりませぬ者の認定によるわけであるのであります。しかしお話のように運用によりましては、本條の目的とするところ以外に、逸脱することもあると思つておるわけでありませぬ。本條におきましては、末項にありませぬように、かりにこの法律によつて立入るといたしましても、一關係者の正当な業務又は行為を妨害するものではないと認められたら、且つ、犯罪捜査のために規定を置きました、その濫用を成めぬおるわけでございますけれども、なお運用にあたりましては、十分にその趣旨を徹底いたされまして、いやくもこれを誤つて用いることのないよう、十分な注意を払いたいと思つてお

○今査委員 引續いてこれは先般来いろいろ問題になつたところでありませぬが、きよが最後でありますので、もう一度この点について質問をしたいのであります。現行法では輸出もまた許可制となつておるが、本法では届出制になつておる。しかも輸入は許可制でこれまで通りであります。輸出には貿易管理法あるいはその他の法律があるから十分であるといふ御答弁がございましたが、この問題については輸出輸入を同じようにしなかつたということについて、やはりいまま少し詳細な御説明を願わないかと、納得ができれば願ひたいと思つて、いま一べん御説明を願ひたいと思つておる。

○官廳政府委員 おおの点であります。これはただいま関連的に仰せられましたが、これは理由で、輸出は届出制度にしたわけでありませぬが、根本的な見方といたしましては、しばらくの間と申しますか、現在の状況から行きますと、火災の輸出——日本の産業火災といわれるかどうか、品質等の点におきまして、はなはだ疑問もありませんし、ともかく年間生産計画を日本政府が立てまして、司令部の許可を得て生産をいたしますので、当初から輸出向といふものも考へて、生産数量に織り込んでおられます。従つて輸出をすること自体は、事実上は産業火災という面から申しますと、わかりやすい言葉で申せば、競争用の火災とは、その効力において格段の相違があると思つておる。このため、これらも考慮いたしまして、輸出の機会を絶無であらう。万一あつた場合には絶無をさせまして、貿易管理法の取締りによつて、規制がで

きるのではなからうかと思つて、その便をはかつて、さうなことにいたしましたわけでありませぬ。

○今査委員 次は四十四條、四十五條の行政処分でありませぬが、これは場合による組合のストライキもその理由の對象にならぬこともない。このように労働者が労働組合法によつて守られている罷業権等を、行政処分でやるということを考へておられるのかどうか。もしそうでないとなれば、労働争議等の問題は、これらと別のものであるといふことを明記するわけには行かないものかどうかといふことを伺ひたい。

○官廳政府委員 本法に關しまして、労働法規との關係につきましては、各委員から御質問があつたところでありませぬが、本法と労働法規とはまつたく並行的に存在するものでありませぬ。いやくも本法が労働諸法規を圧迫する、あるいは規制するおそれはないのであります。しかし運営の面においで、さうな事実があるといふことを御心配になりましたら、この点は通謀等の手続において、いやくも正常なる労働運動を攪乱することのないような手はずをいたしたいと思つておる。

○今査委員 もしこの法律を修正して、本法によつて定められたこの火災法のあらゆる規定は労働法規には優先しないものであるといふよりな一項が、この中へ挿入されること、政府はこれらの火災法を施行する上において支障を生じますかどうですか。

○官廳政府委員 それは支障のないものと私どもは想像しております。のみならず国会の御意思でさうなことが必要であると思つておるならば、それらは尊重したいと思つておる。

○今査委員 第四十九條の手数料についてでございますが、特に第八の甲種火災類作業主任者免状以下の納付すべき金額が、まだつきりきまつていないのでありますが、はつきりした金額がわかれば、この際発表してもらいたい。こんなものこの程度の納付金を出させるというところは、少し納付金が高過ぎるといふふうにも考へられませぬ。これが妥当であるかどうかといふあなたの方の考へを、お聞かせ願ひたいと思つておる。

○農林政府委員 この四十九條の料金は、この條文にもございませぬが、それに、その欄に書かれておる金額の範囲内できめるわけでありませぬ。これが最高限度であるわけでありませぬ。今後ここに掲げてある各種の申請、あるいは免状の交付等につきましては、先ほど申しましたような国家試験といふようなこともありませぬ、各種の行政的措置をする關係もございませぬ。この範囲内においてでき得る限り低い程度の手数をとりたいと思つておる。あえてさしつかえないかと存じておるわけでありませぬ。

○今査委員 第五十二條中の「政令で定める区分により」とありませぬが、これに於ける説明をお願いいたします。

○農林政府委員 これは通産大臣あるいは都道府県知事が、三條、五條以下、この條文に掲げてあります各種の許可をするわけでありませぬが、この許可権限はどの許可を大臣がやる、あるいは

ほどの許可を府県知事がやるというこ
とは、法律自身には掲げてありませ
ん。これは別に政令等によつて、た
えば製造工場については通商産業大
臣、あるいは火薬庫については府県知
事というふうに、事項ごとにわけら
るべきであります。その事項ごとにわけ
るに従ひまして、まただれがどこに通
報するかということにわかれるわけで
あります。こまかいことになりませ
ぬ、今申しましたようなことを、政令
で区分してきめたいと存じておりま
す。

○今迄委員 これらの政令という文句
で、漠然とらたつてあるだけで、こま
かいことにはなりません、どういふ
らな方向に行くかということが、やは
りわれ／＼としてはそのあり方につ
いて、非常な関心を持つておるわけ
であります。

そこで最後に四十八條の許可の條件
についてであります、第二項の「災
害の防止又は公共の安全の維持をはか
るため必要な最少限度のものに限り
」と書いてありますが、この具体的な
あり方の御説明を聞きたいのであり
ます。大体各條中に、そういうよう
な具体的な問題は、解釈のしようによ
つては、どうにもなるという問題が
多いのですが、特に四十八條の許可
の條件等についても、詳細な御答
弁を願ひたいと思ひます。

○長村政府委員 三條あるいは五條の
許可、たとえば製造の許可、これに
つきましては特に場合によつて條件
をつけることができるという規定が、
本條にあるわけでありませぬ。この
條件というものは、あるいは製造の
事業、あるいは販売の事業、その他
の行為等に對

する制限でありますので、むやみに條
件をつけまことは、はなはだおもし
ろくないと思ひますが、災害の防止
あるいは公共の安全の維持という本
法の目的の範囲内、しかも必要な
最少限度に限つて、必要やむを得
ないところの條件をつけて、これが
許可を受けるのに、不当な義務を課
することになつてはならないという
條件は本法の目的から見て、真に
やむを得ない程度の條件とい
うことにいたしましたわけでありませ
ぬ。またそれ／＼の許可の申請なり
何かがあるけれども、その申請に應
じての條件でありますので、具体的
にどういふことかはできないのであ
りませぬ、あるいはこれは一つの想
像にすぎないわけでありませぬ、場
合によつては災害の防止等の見地
から、その数量等もある程度の範
圍を限定するといふことも、とき
に出るものであります。

それかまたここに掲げてある條文
の中にありますけれども譲り受けの
許可というものもこの中にございま
す。これなどについても譲り受けの
期日、いつ譲り受けらるか、ある
いは譲り受けをします場合には、
証明書を渡すことになつてお
ります。この譲り受け証明書は使
つた後は、返済させるというよう
な条件もつけることがあるかもしれ
ませぬが、この程度のことを考へて
おります。

○今迄委員 大体以上で私の質問の條
項別の問題を終ります。
これを通覽して、結論として、ど
うも本法案は、いろ／＼字句のあい
まいな点、それから政令その他に
譲つた点の具体性を欠く点、いろ
／＼問題が残

つておると思ひますが、危事予防、
あるいは保安の重要性等を認めな
ければならぬし、実質的には事業主
として、いろいろの責任者の問題、
その他の問題についての運用面の危
険も残してありますので、私の質
問はこれで打ち切りませぬ、また
機会があるならば、われ／＼の方
の見を修正案なりに出したい、か
よりに考へて、この質問を打ち
切る次第であります。

○神田委員長代理 これにて本案に
對する質疑は一応打ち切ること
いたしました、次會に補充質疑を
お許しいたします。
次會の開會日時は、公報をもつて
お知らせいたします。
本日はこれにて散會いたします。
午後三時十二分散會

○神田委員長代理 これにて本案に
對する質疑は一応打ち切ること
いたしました、次會に補充質疑を
お許しいたします。
次會の開會日時は、公報をもつて
お知らせいたします。
本日はこれにて散會いたします。
午後三時十二分散會

○神田委員長代理 これにて本案に
對する質疑は一応打ち切ること
いたしました、次會に補充質疑を
お許しいたします。
次會の開會日時は、公報をもつて
お知らせいたします。
本日はこれにて散會いたします。
午後三時十二分散會

○神田委員長代理 これにて本案に
對する質疑は一応打ち切ること
いたしました、次會に補充質疑を
お許しいたします。
次會の開會日時は、公報をもつて
お知らせいたします。
本日はこれにて散會いたします。
午後三時十二分散會

昭和二十五年五月三十日印刷

昭和二十五年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所